

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の策定について

環境省では、水質汚濁防止法等に基づき、汚濁負荷量の削減目標、目標年度等の基本的な事項を総量削減基本方針に定め、昭和54年以来、8次にわたり関係都府県と連携して、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海で汚濁負荷量の削減に取り組んでいます。今般、第9次となる化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針を策定しました。

1. 背景と経緯

- 水質総量削減制度は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排水基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量について、総合的・計画的に削減を進めることを目的としています。
- 総量削減基本方針は、水質汚濁防止法第4条の2及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3に基づき環境大臣が策定するもので、汚濁負荷量の削減目標量及び目標年度等の基本的な事項を定めた水質総量削減制度の根幹を成すものです。
- 同基本方針では、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象水域とし、昭和54年以来、8次にわたり実施しています。削減の対象項目は、当初は化学的酸素要求量（COD）のみでしたが、第5次からは窒素含有量及びりん含有量を追加（計3項目）しています。
- 第9次となる今回は、令和2年2月に中央環境審議会にその在り方について諮問し、令和3年3月に答申がなされました。この中央環境審議会答申を踏まえて内容を検討し、関係都府県知事に対する意見聴取及び公害対策会議の議を経て、新たな総量削減基本方針を定めました。

2. 総量削減基本方針の概要

(1) 目標年度

令和6年度

(2) 削減目標量

各指定水域において、以下の観点から汚濁負荷の削減に係る施策を推進することにより、削減目標量の達成を図ることとしています。

東京湾・伊勢湾は、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しつつ、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指すとともに、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図ります。

瀬戸内海のうち、大阪湾においては、湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しつつ、湾奥部における赤潮や貧酸素水塊など、問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応することとし、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質を悪化させないこととします。

(単位：t/日)

		削減目標量（令和6年度における量）	令和元年度における量
東京湾	COD	150	154
	窒素含有量	159	162
	りん含有量	11.8	12.1
伊勢湾	COD	127	131
	窒素含有量	106	106
	りん含有量	7.9	8.0
瀬戸内海 ※()内の値は大阪湾	COD	372 (78)	374 (83)
	窒素含有量	389 (80)	380 (81)
	りん含有量	24.6 (5.3)	24.3 (5.5)

(3) 汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

生活排水処理施設の整備、適切な総量規制基準の設定等の対策により、陸域からの汚濁負荷量を削減するとともに、「豊かな海」の実現のため、水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた、藻場・干潟の再生・創出、底質改善対策、窪地対策、環境配慮型構造物の採用等の取組を推進することで、総合的に水環境の改善を図ることとしています。

3. 今後の予定

今般策定した総量削減基本方針に基づき、関係都府県が削減目標の達成に向けて総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定を行います。

添付資料

[\(資料1\) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾） \[PDF 118 KB\]](#)

[\(資料2\) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾） \[PDF 117 KB\]](#)

[\(資料3\) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海） \[PDF 135 KB\]](#)

連絡先

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8319

室長 行木 美弥 (内線 6502)

室長補佐 瀨名 功太郎 (内線 6503)

係長 今林 利恵子 (内線 6506)

関連情報

関連Webページ

[水質総量削減](#)

過去の報道発表資料

令和3年3月25日

[「第9次水質総量削減の在り方について（答申）」及び意見募集（パブリックコメント）の結果について](#)

環水大水発第 2201241 号
令和 4 年 1 月 24 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

環境大臣 山口 壯
(公 印 省 略)

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本
方針（伊勢湾）の策定について（通知）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 の規定に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」を次のとおり定めたので、通知します。

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針

(伊勢湾)

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成28年9月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）は、なおその効力を有する。

1. 削減の目標

発生源別及び県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	60	63
産業排水	49	50
その他	18	18
総量	127	131

表2 県別の削減目標量

(単位：トン／日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
岐阜県	33	34
愛知県	70	73
三重県	24	24
総量	127	131

(2) 窒素含有量について

表3 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	41	40
産業排水	18	18
その他	47	48
総量	106	106

表4 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
岐阜県	29	29
愛知県	55	56
三重県	22	21
総量	106	106

(3) りん含有量について

表5 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	3.5	3.5
産業排水	2.0	2.2
その他	2.4	2.3
総量	7.9	8.0

表6 県別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
岐阜県	1.8	1.9
愛知県	4.4	4.5
三重県	1.7	1.6
総量	7.9	8.0

2. 目標年度

目標年度は令和6年度とする。

3. 汚濁負荷量の削減の方途

伊勢湾においては、窒素及びりん的环境基準の達成状況を維持しながら、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図るため、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

(1) 生活排水について、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。なお、水質の季節変動や湾奥部における栄養塩類の偏在等海域の状況に留意し、必要な場合は、高度処理化の促進を図ること。

加えて再生水の利用を推進するとともに、合流式下水道における越流水による負荷等への対策の重要性に鑑み、改善の取組を推進すること。

(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。

また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。

(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理、堆肥の高品質化やその広域流通及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善、魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発や適正給餌等の施策を推進すること。

(4) 情報発信とその周知及び普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

これまでの汚濁負荷削減の取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、「豊かな海」を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組が重要となる。

藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組を確実に推進していくことが必要であり、特に、湾奥部における栄養塩類の偏在等の局所的な問題に対しては、地域ごとの特性も考慮した局所的な対策を講ずることが有効であることから、次に掲げる各種対策から実施可能な取組を検討し、関係者の連携のもと複層的に実施することにより、総合的な水環境の改善を図る。

(1) 水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有する藻場・干潟について、残された藻場・干潟を保全するとともに、失われた藻場・干潟の再生・創出の推進を図るため、行政計画に具体的な目標や実施計画（ロードマップ）を盛り込むことを検討し、定期的に藻場・干潟の分布状況及び機能等に関する調査を行うこと。その際、OECM¹のような国際的な潮流も意識し、価値観を共有して取り組むことが望ましい。

¹ Other Effective area-based Conservation Measures : 生物多様性の損失を止め、回復させることを意図した、保護地域以外の重要地域をベースとする効果的な保全手段のこと

- (2) 栄養塩類の偏在や底質からの窒素及びリンの溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、湾奥部等における流況改善対策及び浚渫・覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。
- (3) 貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。
- (4) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用すること。
- (5) 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立のため、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動による漁場環境の改善を一層推進すること。
- (6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。
- (7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。

(参 考)

伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量

- (1) 化学的酸素要求量について

令和元年度における総量	119トン/日
目標年度における総量	116トン/日
- (2) 窒素含有量について

令和元年度における総量	100トン/日
目標年度における総量	100トン/日
- (3) リン含有量について

令和元年度における総量	7.1トン/日
目標年度における総量	6.9トン/日